

長野市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市農業委員会長及び長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成24年5月21日

長野市監査委員	増	山	幸	一
同	轟		光	昌
同	寺	澤	和	男
同	小	林	秀	子

措置の通知書

平成 23 年度 随時監査（工事監査・後期）（23 監査第 112 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p>1 計画・設計及び積算について 施設設備等設置工事の計画・設計及び積算に関し注意すべきもの （報告書 3 ページ）</p> <p>信州新町美術館空調設備改修工事及び博物館事務室冷暖房設備工事は、指名競争入札方式により、それぞれ 3 回及び 2 回の開札を経て契約となったものである。</p> <p>入札経過を確認したところ、不調は入札事業者の応札額が最低制限価格未満となったり、入札を辞退したことなどによるものであった。そのため、使用頻度の高くなる夏季前の施設整備を目指していたが、結果的に稼動は秋口となってしまった。</p> <p>不調となった原因として、一つには、当該工事費の大半を占める空調機器（パッケージ・エアコン）の価格が適正ではなかったということが考えられる。</p> <p>また、二つとして平成 23 年 3 月 11 日発生の東日本大震災以降、国内製品（とりわけ電機機器類）の生産状況の変化や国内の電力供給不足などから、節電効率の良い製品需要の高まりなど、市場価格の変動があったことが考えられる。</p> <p>そのような中、事業担当課では市場価格に見合うようメーカーのカタログ価格やホームページ等の小売価格に査定率を掛けて製品価格の単価を決定しているが、市場の実勢価格との間に乖離が生じている状況が伺えた。</p> <p>一般的に公共工事の発注に当たっての製品価格の単価決定は、</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）実施設計単価 （2）物価資料（「建設物価」及び「積算資料」）単価 （3）前述の（1）及び（2）によらない場合は参考見積りを 3 者以上に依頼し、徴取及び決定した単価 <p>などの方法で決定するとされているが、今後汎用性のある製品の価格決定に際しては、財団法人経済調査会^{（注）}など第三者機関への委託なども検討し、入札時における市場価格の把握と精査に一層努められたい。</p> <p>（注）財団法人経済調査会とは、資材価格、工事費、関連指標など建設経済分野の実態調査を行うほか、その情報を定期刊行物や講習会等を通じて提供するなどの事業を展開する価格調査機関</p> <p style="text-align: right;">（博物館・建築課）</p>	<p>この 2 件の工事については、工事費の内、約 7 割から 8 割が空調機器本体の価格が占めており、この価格設定において設計価格と市場価格（実勢価格）が大きく相違していたことにより、不調となったものと考えられる。</p> <p>現在、機器の設計価格については、年 1 回行っている「長野市公共工事建築積算基準」の改定（単価改定）時に、メーカーのカタログ価格に対する機器査定率を設定し、設計・積算している。</p> <p>今回の事例から、機器の市場価格は、メーカーの生産状況の変化や需給バランス等で変動していることが考えられる。</p> <p>今後は、毎月発行されている「物価資料」等により、最新情報を把握し、適正な市場価格を設計価格に反映していくよう建築課へ依頼していきたい。</p> <p style="text-align: right;">（博物館）</p>

措置の通知書

平成 23 年度 随時監査（工事監査・後期）（23 監査第 112 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p>2 契約について</p> <p>(2) 変更契約に関し注意すべきもの （報告書 4 ページ）</p> <p>西部中学校屋内運動場・プール改築建築主体工事等は、平成 22 年 9 月 17 日から平成 23 年 10 月 31 日までの契約であったが、平成 22 年 10 月の試掘調査で埋蔵文化財が確認されたため、その調査期間の約 3 箇月間工事着手ができない状況となった。</p> <p>そのような中で、当初契約が約 13 箇月間に及ぶ工期設定であり、学校行事等学校運営に極力支障を来さない配慮が必要であったことから、契約期間を延長せずに工事進捗を促した。しかしながら、当初契約期間末の平成 23 年 10 月初旬に、1 年前の埋蔵文化財発掘調査による工事着手の遅れを理由として約 1 か月半の工期延長を行い、平成 23 年 12 月 14 日に竣工したものである。</p> <p>一般的な公共工事の契約期間については、工事種別や設計金額並びに作業工程等の実働日数、準備・後片付けや不稼動日数などを加味した標準工期に基づき定められている。当該工事のように埋蔵文化財の発掘調査という不測の事態が発生した場合、あらかじめ発注者、請負事業者及び中学校の関係者などと十分協議し、契約変更の手続きについては、その必要が生じた都度行うことにより、安全かつ適正な施工となるよう配慮する必要がある。</p> <p>今後は、長野市契約規則などに基づき、設計変更事務の適正化及び契約事務の簡素化と合理化に一層努められたい。</p> <p>（教育委員会総務課・建築課）</p>	<p>不測の事態が発生し、施工できない期間が生じた場合は、関係者と協議の上、速やかに工期延長の手続きをするなど、必要の都度、適切な処理をすることを課内に周知し、改善を図った。</p> <p>（教育委員会総務課）</p>